

公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団役員  
及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 定款第13条第1項及び第28条第1項の規定に定めるところにより、役員及び評議員は無報酬とする。

(費用)

第4条 事業団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員への旅費の支給については、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の例によるものとし、その旅費の級の格付けは行政職給料表7級とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団への移行の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。